川口市生産緑地地区における行為制限解除に伴う緑化奨励補助金交付要綱細則

この細則は、川口市生産緑地地区における行為制限解除に伴う緑化奨励補助金交付要綱(令和5年3月31日 部長決裁。以下要綱という)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

## 第1 補助の対象者

1 要綱第2条第1項の「緑地の保全優先度の高い区域内にある生産緑地地区の行為制限を解除した土地等」とは、川口市内の安行近郊緑地保全区域又は埼玉県立安行武南自然公園区域内にある、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第2条第3号に規定する生産緑地地区及びそのほか市長が特に緑地の保全優先度が高いと認める生産緑地地区のうち、行為制限を解除した土地及び当該生産緑地地区と物理的に一体的なまとまりを持った土地をいう。

なお、道路及び水路等により分断されている場合は、それらの幅員が6メートル以下の小規模なもので、物理的に一体化が保たれていると判断されるものについては、一体的なまとまりをもった土地として取り扱うものとする。

- 2 要綱第2条第1項の「開発行為等の区域」とは次の(1)  $\sim$  (3) のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の開発行為の許可の対象となる面積500平方メートル以上の開発区域
  - (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項5号の位置の指定を受けた道に接する敷地において行われる複数の建築物の建築に係る各敷地
  - (3) 面積300平方メートル以上500平方メートル未満の敷地において行われる単独の建築物の建築に係る敷地
- 3 要綱第2条第1項の「建築物」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物をいう。
- 4 要綱第2条第2項第4号の「建築主」とは、建築基準法第2条第16号に規定 する者をいう。

## 第2 補助の対象となる事業

要綱第3条第1項第3号の「周辺景観の向上に資するよう緑化を行うこと」とは、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

- (1) 公道その他の公共の用に供されている場所から、補助の対象となる緑地全体が容易に見えるよう緑化を行うこと。
- (2) プランター、コンテナ等を使用せず地面に直接緑化を行うこと。
- (3) 複数の建築物を建築する場合には、すべての建築物の敷地内で緑化を行うこ

と。

(4) 緑化を行う場所の前面に構造物を設置する場合、構造物の高さは宅地地盤面から測定して1.8メートル以下の透過性の高いフェンス等(透過性のない構造物については、0.6メートル以下)であること。ただし、これらを上下に結合して設置するときは、合計の高さを1.8メートル以下とすること。

## 附則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。